明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(4)　［略］ ［削る。］	(4)　［同左］ (5)　事業報告書付属表 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。
4　［略］ (別紙様式２)	4　［同左］ (別紙様式２)
第　期中間決算状況表　（　年　月　日から 年　月　日まで）	第　期中間決算状況表　（　年　月　日から 年　月　日まで）
年　月　日	年　月　日
会社名	会社名
所在地	所在地
代表者の役職氏名	代表者の役職氏名
［１・２　略］	［１・２　同左］
(記載上の注意) ［１・２　略］ ３　経理の状況 営業考課表の対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。	(記載上の注意) ［１・２　同左］ ３　［同左］ (1)　比較貸借対照表 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）の様式により作成すること。 (2)　比較損益計算書 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。 (3)　営業考課表 対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二十二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第百十三条の五**　令第十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第百十三条の五**　［同上］ 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提